平成２３年（フ）第８３号
富山県滑川市上小泉1039番地の１
破産者　株式会社細岡屋
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
富山市下堀８番地９
破産者　さくら経営情報サービス株式会社
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
山梨県山梨市上神内川1049番地の２
破産者　株式会社土屋電気
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
長野市大字小鍋5212番地
破産者　原山開発株式会社
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
長野市川中島町上氷鉋1057番地１
破産者　丸田　秋江
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８５号
大阪市大正区南恩加島５丁目７番80号、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区千島１丁目24番10号
破産者　奄美運輸機工株式会社
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２２号
大阪府東大阪市御厨東２丁目10番３号
破産者　株式会社インテリア瀬川
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０５号
大阪市此花区西九条２丁目１番21号
破産者　誠食品有限会社
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５０９号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目１番11号
破産者　株式会社祇園
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６０号
大阪府摂津市鳥飼銘木町８―24、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区末広町３番28号
破産者　有限会社アクア・クリエイト
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６９号
大阪市西区北堀江１丁目16番23号
破産者　有限会社ｓｔｏｄｊａ
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９号
大阪市中央区安土町１丁目６番19号
破産者　株式会社セルコーポレーション
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１号
大阪市大正区千島１丁目24番３号
破産者　株式会社鹿島商店
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―714号
破産者　株式会社幸誠建設
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６号
大阪府摂津市鳥飼本町４―13―２
破産者　有限会社アイ・マックス
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６号
堺市西区津久野町２丁11番７号
破産者　有限会社ワンツーセブン
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９８号
島根県隠岐郡西ノ島町大字美田1659番地
破産者　株式会社イオールコーポレーション
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８１号
堺市北区東浅香山町１丁332番地
破産者　有限会社エクチユア
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９８号
北九州市小倉北区浅野２丁目17番38号
破産者　株式会社コウキ
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県古河市尾崎25番地16
破産者　有限会社三友官業
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２８号
茨城県結城郡八千代町大字松本541番地の２
破産者　有限会社石井機工
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３５１号
東京都八王子市寺田町400番地30パークヒルズめじろ台３―103
破産者　鶴田　完治
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０３号
横浜市旭区上白根２丁目61番16号
破産者　有限会社菅野染工所
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部